読み替える中小企業等協同組合法施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条第一項第十八号	第四十二条第三項	第四十二条第三項（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）附則第十七条において準用する場合を含む。）
第十九条第二項	第四十二条第三項	第四十二条第三項（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）附則第十七条において準用する場合を含む。）
	又は再編強化法第二条第二項に規定する信用農水産業協同組合連合会	、再編強化法第二条第二項に規定する信用農水産業協同組合連合会又は再編強化法附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社
第十九条第三項	銀行代理業者を	銀行代理業者及び農業協同組合を

附　則

この命令は、平成二十八年四月一日から施行する。

復興庁令・省令

○復興庁令第一号

厚生労働省令第一号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令の一部を改正する命令

厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令（平成二十三年内閣府令第九号）厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

第七条中「第八条第二十一項」を「第八条第二十二項」に改める。

別表中「第八条第二十一項」を「第八条第二十二項」に、「第八条第二十六項」を「第八条第二十七項」に改める。

附　則

この命令は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

省令

○総務省令第三十二号

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第十七号）及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の施行に伴い、並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第四十六項中「含む」の下に「。第四号において同じ」を加え、同条中第百六十四項を第百六十七項とし、第百一項から第百六十三項までを三項ずつ繰り下げ、同条第百項第五号中「法第七条第十三号に規定する住民票コード（以下「住民票コード」という。）」を「住民票コード」に改め、同項を同条第百三項とし、同条中第九十九項を第百二項とし、第九十六項から第九十八項までを三項ずつ繰り下げ、同条第九十五項中「七十三の三」を「七十三の五」に改め、同項を同条第九十八項とし、同条第九十四項中「七十三の二」を「七十三の三」に改め、同項第一号中「（昭和三十三年法律第百九十二号）」を削り、同項第七号中「又は第二項」を削り、同項第八号を削り、同項を同条第九十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

97　法別表第一の七十三の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　健康保険法による被保険者（同法附則第三条の特例退職被保険者を含む。以下この項において同じ。）若しくはその被扶養者に係る申請等（申請、届出又は申出をいう。以下この項において同じ。）の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答（第九十一項第二号に掲げるものを除く。）のために必要となるその者に関する同法第二百五条の四第一項第二号の情報の収集又は整理に関する事務であって全国健康保険協会又は健康保険組合に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの

二　健康保険法による被保険者又はその被扶養者に係る届出に関する被保険者又はその被扶養者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認のために必要となるその者に関する同法第二百五条の四第一項第二号の情報の収集又は整理に関する事務であって全国健康保険協会又は健康保険組合に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの

三　健康保険法による被保険者証、高齢受給者証、特別療養証明書、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、受給資格者票若しくは特別療養費受給票の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答のために必要となるその申請を行う被保険者又はその被扶養者に関する同法第二百五条の四第一項第二号の情報の収集又は整理に関する事務であって全国健康保険協会又は健康保険組合に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの

四　健康保険法第五十一条第一項の被保険者資格の得喪の確認の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答（第九十一項第五号に掲げるものを除く。）のために必要となる被保険者又は被保険者であった者に関する同法第二百五条の四第一項第二号の情報の収集又は整理に関する事務であって健康保険組合に対して当該情報（住民票コードを除く。）を提供するために行うもの